

# エレベータ保守管理業務委託特記仕様書

## I. 業務概要

1. 業務名 秋田県立岩城少年自然の家エレベータ保守管理業務
2. 業務場所 秋田県由利本荘市岩城赤平字長ヶ沢260の8
3. 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
4. 業務仕様 本仕様書に記載されていない事項については「建築保全業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という)による。

## II. 業務範囲

### 1. 業務対象設備仕様

#### (1) 主仕様

- ・製造者 三菱電機株式会社
- ・製造年 昭和57年
- ・用途 乗用
- ・停止回数 4所(1階・2階・3階・R)
- ・積載量 750kg
- ・速度 45m/分

#### (2) 付加装置

- ・地震時管制運転装置 普通級(P波検知付)
- ・停電時自動着床装置

### 2. 契約方式 POG契約とする。

### 3. 点検回数 年4回定期的に点検を行うものである。 不定期の故障についても、速やかに対応すること。

### 4. 点検内容 共通仕様書による。

### Ⅲ. 提出図書

1. 委託業務着手届
2. 業務計画書
3. 有資格者証の写し
4. 作業工程表
5. 点検報告書

### Ⅳ. その他

#### 【消耗品・修理品】

1. 消耗品以外の部品については委託者が負担する。ただし、保守上の不備等受託者の責任に帰する故障については、受託者の責任においてこれを負担するものとする。
2. 本委託業務以外の修理については、別途契約するものとする。
3. 修理品は、製造者指定品を使用し、製造者仕様以外の改造は行ってはならない。

#### 【事故等の措置】

1. 故障等の緊急事態に備え適切な処置が行えるような体制を確保すること。閉じ込め事故や故障等で連絡を受けた時は、速やかに到着し、当該作業にとりかかること。

#### 【点検技術者】

1. 本委託にかかる点検作業は、安全確保のため、有資格者を含む2名以上で行うこと。

#### 【協議】

1. この仕様書に定めのない事項、又は仕様に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。